

国民年金

国民年金の独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のほか、国民年金の第1号被保険者（自営業の人・学生など）には次のような給付があります。

●寡婦年金

受給資格を満たした夫が年金を受取ることなく死亡したときに、夫の生計を維持されていた65歳未満の妻が、60歳から65歳になるまでの間受けられます。年金額は、夫の第1号被保険者期間により計算した老齢基礎年金の額の3/4です。

●死亡一時金

老齢基礎年金や障害基礎年金を受取ることがなく、第1号被保険者として

金額（平成19年度額）		【死亡一時金】	
保険料納付期間	金額	金額	
3年以上15年未満	120,000円		
15年以上20年未満	145,000円		
20年以上25年未満	170,000円		
25年以上30年未満	220,000円		
30年以上35年未満	270,000円		
35年以上	320,000円		
金額（平成19年度額）		【脱退一時金】	
保険料納付期間	金額	金額	
6か月以上12か月未満	40,700円		
12か月以上18か月未満	81,480円		
18か月以上24か月未満	122,220円		
24か月以上30か月未満	162,960円		
30か月以上36か月未満	203,700円		
36か月以上	244,440円		

して保険料を納めた月数と半額免除期間の1/2、1/4免除期間の3/4、3/4免除期間の1/4に相当する月数の合計月数の合計が3年以上ある人が死亡し、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、受けられない場合に支給されます）。

●付加年金

定額保険料のほかに、付加保険料（月額400円）を納めた人が老齢基礎年金を受けるとなると、それに乗せて支給されます。上乘せされる年金額は、納付月数×200円です。

●脱退一時金

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数と半額免除期間の1/2、1/4免除期間の3/4、3/4免除期間の1/4の合計月数の合計が6か月以上ある老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば支給されます。

▼問い合わせ先 保険課 国保年金係 ☎9134

平成20年4月から

『後期高齢者医療制度』が始まります！

現在、75歳以上の人（一定の障害がある人は65歳以上）は、国民健康保険や社会保険に加入しながら、老人保健制度で医療機関にかかっています。しかし平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるとなります。制度の主な内容は、次のとおりです。すべての被保険者が保険料を納めることとなります。

・これまでと異なり、扶養者、被扶養者と区別せず、1人ひとりが保険料を納めるようになります。

※保険料率は、原則として県内で統一されます。（離島、その他例外あり）
・同一県内でしたら、どの市町にお住まいでも、原則として同じ保険料率になる予定です。

※その保険料率に関しては、現在、栃木県後期高齢者医療広域連合において、検討中です。

保険料の納付について

保険料は介護保険と同様、年金から天引きされますので（年間の年金受給額18万円以上の人）、今までのように保険料を納めに金融機関窓口に行く必要がなくなります。ただし、年金から天引きできない人などは、直接納付書で納めていただくこととなります。

▼問い合わせ先 保険課 国保年金係 ☎9134

	老人保健法による医療制度 （平成20年3月31日まで）	後期高齢者医療制度 （平成20年4月から）
運営主体	市町	県内の全市町が加入する栃木県後期高齢者医療広域連合
対象者	75歳以上のすべての人（65歳以上の一定の障害のある人）	左記に同じ
医療保険	国保、社保等の健康保険に加入	国保、社保等の健康保険から離脱し、後期高齢者医療制度の対象者になります
保険料	加入する医療保険に保険料を支払います	後期高齢者医療広域連合（ただし、保険料の徴収義務は市町の担当課が行います）
患者の窓口負担	1割負担（現役並所得者は3割負担）	左記に同じ